

令和7年度・第25回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年4月25日(金) 13:00～

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員 (19名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (0名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員 (3名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G・田上G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 _____ 11番 ⑩

_____ 12番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和 7 年度 第 2 5 回 農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第 8 0 号 農地形質変更届の専決処分について

報告第 8 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第 8 2 号 非農地証明発行の専決処分について

6 議 事

議案第 2 7 3 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 7 4 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 7 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第 2 7 6 号 非農地証明願承認について

議案第 2 7 7 号 農地法第 3 条許可指令書の取消し願いの承認について

議案第 2 7 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第 2 7 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第 2 8 0 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第 2 8 1 号 公益社団法人薩摩川内市農業公社の理事の推薦について

7 その他

(1) 5 月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　　ただ今から、第25回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。

局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　　委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員19名、全員出席です。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は17名です。

欠席委員は3名で、29番：中川委員、33番：永吉委員、37番：豊田委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 　　主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料をお開きください。

4月1日に辞令交付式が農業委員会執務室で開催され、会長が出席されております。

3日に薩摩川内アグリセンター開所式が東郷町の薩摩川内アグリセンターで開催され、会長、下茂会長代理、小園会長代理が出席しております。

9日と10日が定例の現地調査です。

10日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しております。

15日に第24回運営委員会が本庁舎401会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております

25日に第25回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

参考に、今月28日が5月申請分の締切日となっております。

以上、説明を終わります。

議長 　　以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、

1 1 番：乙須 紀文（おとす のりふみ）委員

1 2 番：有馬 康夫（ありま やすお）委員をお願いいたします。

それでは、早速、会次第 5 の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第 8 0 号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 8 0 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 番から 2 番の 2 件です。登記地目 田 2 筆 1,975 m²の届出がありました。

内容といたしましては、いずれも、盛土し、畑として、農地有効利用を図るための届出です。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領 3 の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 8 0 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 8 0 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 8 0 号を終わります。

次に、報告第 8 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合

意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 8 1 号を説明いたします。資料は 3 ページから 6 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 1 番から 1 8 番までの 1 8 件で、登記地目 田 8 筆 15,170 m²、畑 1 9 筆 18,581.45 m²、その他 2 筆 2,217 m²、合計 2 9 筆 35,968.45 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号 1 番の 1 件です。

なお、この受理番号 1 件につきましては、借り手が異なりますので返納となります。

本日、中間管理事業の中間管理権設定のところで議案として、後ほど出て参ります。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 8 1 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 8 1 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 8 1 号を終わります。

次は、報告第 8 2 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 8 2 号を説明いたします。資料は 7 ページから 8 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 1 番から 8 番までの 8 件で、登記地目 田 6 筆 5,236 m²、畑 2 筆 791 m²、合計 8 筆 6,027 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

議長　ただ今、事務局より報告第８２号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

議長　質疑がありませんので、報告第 82 号を終わります。

次に、議案第 273 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

まず、議案第273号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第273号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第274号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長

議案第274号を説明いたします。資料は10ページから12ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から6番までの6件で、登記地目田1筆324㎡、畑10筆2,512㎡、合計11筆2,836㎡の申請がありました。内容を説明いたします

1番・3番・4番・6番は一般住宅での申請です。

3番は、仮換地実測245.57㎡。

4番は、仮換地実測122.52㎡で888番3宅地 仮換地実測148.60㎡と一体利用で、仮換地実測総面積は、271.12㎡となります。

6番は、311番宅地 86.58㎡と一体利用で総面積311.58㎡。

2番は資材置場、5番は、資材置場・駐車場26台での申請です。

どちらも事業拡大に伴い、既存の資材置場等が不足するため、新たに設ける必要があるため、申請されるものです。

以上6件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第274号の説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員

1 2 番、有馬が、1 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

永留委員

1 3 番、永留が 2 番から 4 番までを続けて報告します。

4 月 1 0 日、竹田推進委員と事務局 梶原・小川職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、2 番について、位置図 5 ページ、調査表 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんが、管理されました。資材置場の目的での申請です。

次に、3 番は、位置図 6 ページ、調査表 6 ページ、申請地の現況は、土地区画整理事業の内の田で耕作されていませんが、管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

次に、4 番は、位置図 7 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、土地区画整理事業の内の畑で耕作されていませんが、管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

有馬委員

1 2 番、有馬が、5 番及び 6 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、5 番について位置図 8 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。資材置場及び駐車場の目的での申請です。

次に、6 番について位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

以上で、議案第 2 7 6 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 1 2 番、有馬が 1 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 1 0 ページ、調査表 1 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成 1 5 年に相続する以前から耕作しておらず原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

永留委員 1 3 番、永留が 2 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

2 番について位置図 1 1 ページ、調査表 1 2 ページをご覧ください。

申請地の現況は、法面に面した土地で雑木が繁茂し、原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

中島委員 8 番、中島が 3 番を報告します。

4 月 9 日、高木推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 1 2 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成 1 5 年に相続する以前から耕作しておらず、原野化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 2 7 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 7 6 号については、原案どおり許可といたします。

議案第 2 7 7 号「農地法第 3 条許可申請書の取消し願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第 2 7 7 号を説明いたします。資料は 1 5 ページをご覧ください。今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 9 9 1 m²の申請がありました。

令和 6 年 6 月 2 5 日開催 第 1 5 回総会で農地法第 3 条の申請で、許可で議決いたしました。が、譲渡人からの要望により、今回許可取消し願いが提出されたものです。

許可取消し後は、この農地を含め、周辺農地約 3 h a が開発される計画であり、農地法第 5 条申請が今後提出される予定です。

以上で議案第 2 7 7 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 2 7 7 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 7 7 号については、原案のとおり承認されましたので、農地法第 3 条許可を取消しいたします。

次は、議案第 2 7 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第278号を説明いたします。資料は16ページから17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から6番の6件で、田6筆5,698㎡、畑5筆3,560㎡、合計11筆9,258㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大及び営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

5番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第278号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13番、永留が1番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
1番は、位置図13ページと14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、田と畑で耕作されていました。権利取得後は、田は水稻を、畑はラッキョウを栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

有馬委員 12番、有馬が2番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作及び保全管理されていました。権

利取得後は、野菜等を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

木場委員

7番、木場が3番から4番を報告いたします。

4月9日、鬼塚委員と事務局 福永・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

3番ですが、位置図16ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていまして。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

4番ですが、位置図16ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていまして。権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

中島委員

8番、中島が5番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図17ページ、調査表18ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。

また、譲受人は市外在住であります。近々、本市に転入することを確認しております。更に、両親が市内在住であり、農業に従事します。

権利取得者は、新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

谷山委員

2番、谷山が、6番を報告します。

4月9日、西委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図18ページ、調査表19ページをご覧ください。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

福永主幹 議案第 279 号を説明いたします。資料は 18 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号7番から11番の5件で、田2筆
 1, 768㎡ 畑4筆1, 465㎡ 合計6筆3, 233㎡の
 申請がありました。

申請理由といたしましては、兄弟間及び知人間の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判

断し提案いたしました。

以上で、議案第 2 7 9 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 1 2 番、有馬が 7 番及び 8 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、7 番について位置図 1 9 ページ、調査表 2 0 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、
果樹を栽培予定です。
次に、8 番について位置図 2 0 ページ、調査表 2 1 ページを
ご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。権利取得後は、
水稲を栽培予定です。
いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部
効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と
考えます。
以上です。

永留委員 1 3 番、永留が 9 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 2 1 ページ、調査表 2 2 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、ナ
ガネギを栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件
及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

新屋委員 4 番、新屋が 1 0 番を報告します。
4 月 9 日、山下推進委員と事務局：福永職員、中城職員と現地
調査を実施いたしました。
位置図 2 2 ページ、調査表 2 3 ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得者は、
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及
び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

磯道委員

17番 磯道が、11番を報告します。

4月10日、廣庭推進委員と下甌支所田島職員、本人立会いのもと、現地調査を実施いたしましたので報告いたします。

位置図23ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでしたが、機械等を入れ管理されていました。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案279号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。

議案279号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第280号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号15番、57番から60番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第234号を説明いたします。資料は19ページから30ページをご覧ください。

今月の申請は、田100, 430㎡、畑45, 010㎡、合計146, 440㎡の申請がありました。

中間管理権設定60件中、認定農業者等に係る分は38件です。

議事参与案件を除く受理番号１番から５６番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 280 号受理番号 1 番から 14 番、16 番から 56 番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

牧田委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

議長 議案第２８０号、受理番号１５番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第２８０号受理番号１５番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第２８０号受理番号１５番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

牧田委員の入室をお願いします。

議長 次に、議案第２８０号、受理番号５７番から６０番に係る議事参与案件について審議に入ります。

有馬委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

議長 議案第 280 号、受理番号 57 番から 60 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

以上で、説明を終わります。

一旦辞表のご提出を頂き、5月以降新しく任命された委員さんで改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。参考までに前回、令和5年6月6日から令和7年6月5日までの公益社団法人薩摩川内市農業公社理事は、別府生次会長であります。

以上で議案第281号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

木場委員 　4月15日開催の運営委員会において、別府生次 会長を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 　ただ今、別府 生次 委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委 員 　（なしの声あり）

議長 　なしということですので、別府 生次 委員を公益社団法人薩摩川内市農業公社の理事として推薦するという事で賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 　（挙 手）

議長 　賛成全員であります。議案第281号「公益社団法人薩摩川内市農業公社の理事の推薦について」は、別府 生次 委員を公益社団法人薩摩川内市農業公社の理事として推薦することに決定いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

木下委員 　すみません。10番 木下です。
議案第280号、22ページです。
17番で [REDACTED] とありますよね。17番から19番ですね。

これは人の名前が入っているのですが、ここに、代表取締役 [REDACTED] さんという言葉が抜けているのではないかなと私は思っています。

番号が 17、18、19 ですね。

そのところはどうでしょうか。

その場で質問をすれば良かったのですが、進行がスムーズでタイミングを逃してしまいました。

申し訳ございません。

梶原主幹

木下委員の質問にお答えします。

同じ 21 ページの 7 番を見ていただくと、 の方も代表取締役は入れておりません。法人の場合は、一応お名前だけを記載させていただいております。

代表取締役は記載させていただいておりません。

ここ最近は。必要であれば、代表取締役までも記載しますが、そこら辺を省略しておりました。 さんのほうも同じような状況でございます。

以上です。

議 長

よろしいですか。

木下委員

報告第 81 号、5 ページの 11 番で、 さんの代表取締役から借受人だったものですから、17、18、19 でないのはちょっとおかしいと思って聞いたところですが、了解しました。

議 長

よろしいですか。

木下委員

はい。

議 長

次は、会次第 7 のその他に入ります。

(1) 5 月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理

5 月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、12 日（月）が本土川内地域、9 日（金）が本土 4 支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は 3 班体制で、本庁・

長沼 G 長

【資料 3】農地法第 5 条許可条件違反に係る是正指導について説明いたします。

当日配布の資料 3 をご準備ください。

令和 7 年 3 月 25 日開催の第 25 回総会で、議案第 261 号番号 203 号で [REDACTED] から特定建築条件付売買予定地（2 棟）の目的で申請され、先に 2 件の農地転用許可を受けていましたが、事業が計画どおりに実施されておらず、遅延理由書が添付されており、審議の結果、許可相当で意見決定された案件になります。

県農村振興課は、令和 7 年 4 月 15 日に許可しましたが、資料 3 にある文書にて、指導をしました。

今後は、①提出された遅延理由書のスケジュールのとおり速やかに完成させること、②遅延理由書のスケジュールどおりに完成しないなど、許可条件に違反している場合は、新たな申請は、事業計画の確実性がないと判断され、許可しないこととなります。

事務局においても、進捗状況を確認し県と情報共有を行いながら、是正指導していきます。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件について、ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員

（なしの声あり）

西 代理

今、御手元のほうに鹿児島県の原子力防災アプリのパンフレットをお配りしております。

こちらの方を見ていただきたいと思います。

これについては、防災安全課のほうから推進してくださいということをお願いがございました。

ここに、QR コードがあります。

スマホお持ちの方はこちらの QR コードを読み込んでいただければ、このアプリを入れ込むことができます。

内容としては、原子力の放射線量が瞬時に表示されるようになっております。

実際、原子力災害が発生したときに、今現在の薩摩川内市の放射線量が瞬時に表示されるということと、避難経路が即時に防災アプリに出てきます。

原子力防災に限ってのアプリになってございます。

以上、終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

いたします。

「閉 会」

【終了 14 : 30 】